いては、前条の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「〇・五質量百分率」とあるのは「三・五質量百分率」とする。

一　海洋汚染等防止法第十九条の四十二の海洋汚染等防止検査手帳

二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号。）第十二条の十七の六の四第一項の承認証

三　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書によって規定された同条約附属書Ⅵ第六規則又は第七規則の規定に基づく国際大気汚染防止証書

四　重油販売業者に販売しようとする場合にあつては、硫黄酸化物放出低減装置を設置している船舶の燃料として重油を販売する旨を当該重油販売業者が誓約する書面

2　重油販売業者、重油生産業者、重油輸入業者又は重油加工業者が、海洋汚染等防止法第十九条の二十一第三項に規定するとるべき国土交通省令で定める措置を講じてもなお基準適合燃料油を入手できない場合において、重油を船舶の燃料として販売又は使用しようとする場合における重油規格については、前条の規定にかかわらず、同条第一項第一号中「〇・五質量百分率」とあるのは「三・五質量百分率」とする。

第三十三条～第三十四条　（略）

（書面の交付）

第三十五条　（略）

2　第三十二条の二第一項第一号から第三号までのいずれかの規定により重油を販売するときは、確認した書面の写しを法第十七条の十一第二項に基づき交付する書面に添付するものとする。

第三十六条～第四十条　（略）

（重油生産業者等の規格適合確認）

第四十一条　法第十七条の十二第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第一項及び法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一～四　（略）

五　試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。

イ　供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の重油が出荷されるごとに行うこと。

ロ　重油生産業者又は重油加工業者が当該重油の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により行うこと。

2　（略）

第四十二条　（略）

（書面の交付）

第四十三条　（略）

2　第三十二条の二第一項のいずれかの規定により重油を販売するときであつて、重油販売業者から書面の交付を求められたときは、確認した書面の写しを法第十七条の十二第五項に基づき交付する書面に添付するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年一月一日から施行する。

第三十三条～第三十四条　（略）

（書面の交付）

第三十五条　（略）

［新設］

第三十六条～第四十条　（略）

（重油生産業者等の規格適合確認）

第四十一条　法第十七条の十二第一項において準用する法第十七条の三第一項、法第十七条の十二第二項において準用する法第十七条の四第一項及び法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定による確認は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一～四　（略）

五　試料の採取は、次のイ又はロのいずれかの方法で行うこと。

イ　供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の重油が出荷されるごとに行うこと。

ロ　重油生産業者又は法第十七条の十二第三項において準用する法第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者（以下「重油加工業者」という。）が当該重油の生産について産業標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては、同法第三十条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により行うこと。

2　（略）

第四十二条　（略）

（書面の交付）

第四十三条　（略）

［新設］